

分 析 表

推計新規入院件数、推計平均在院日数
及び推計1入院当たり医療費

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の平成23年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の1. で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の2. の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の3. で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生）、「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

$$\text{入院受診延日数} = \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数}$$

$$\text{推計新規入院件数} = \text{入院受診延日数} \div \text{推計平均在院日数}$$

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = \text{1件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数} - 1}{\text{月の日数} - \text{1件当たり日数}}$$

$$\text{1件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数} - 1 + \text{推計平均在院日数}}$$

$$\text{月の日数} = \text{当該期間の日数} \div \text{当該期間の月数}$$

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

$$\text{推計1入院当たり医療費} = \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費}$$

$$\begin{aligned} \text{入院医療費} &= \text{入院受診延日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計1入院当たり医療費} \end{aligned}$$

4. 推計平均在院日数に関する留意事項

(1) 概算医療費の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

①入院患者の範囲の違い

病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、概算医療費には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。

②算定方法の違い

概算医療費の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い

概算医療費の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い

当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、概算医療費の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、通算する。病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

- (2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。
- (3) 概算医療費の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

(参考) 具体的な計算手順

①レセプト統計から入院の1件当たり日数を計算する。

$$1 \text{ 件当たり日数} = \text{受診延日数} \div \text{レセプト件数}$$

②推計平均在院日数を1件当たり日数を用いて、上記2.の方法により計算する。

なお、「月の日数」は、平成23年度(366日)分の統計なので、 $366 \div 12$ (30.5日)とする。

③推計新規入院件数を、上記1.の方法により計算する。

④推計1入院当たり医療費を、上記3.の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり 入院医療費		100人当たり 推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり 医療費		推計1入院当たり 医療費	
	順位	実数 (円)	順位	実数 (件/百人)	順位	実数 (日)	順位	実数 (円)	順位	実数 (円)
北海道	11	141,262	6	13.03	27	35.52	14	30,512	17	1,083,873
青森県	36	104,026	35	10.34	32	34.10	18	29,500	37	1,005,956
岩手県	27	111,251	30	10.59	10	41.01	41	25,608	23	1,050,322
宮城県	35	104,496	25	10.91	38	31.61	15	30,304	44	957,946
秋田県	21	123,225	22	11.14	16	40.18	33	27,526	11	1,105,910
山形県	25	112,753	21	11.22	29	34.78	24	28,904	38	1,005,208
福島県	32	109,891	33	10.50	23	37.43	30	27,953	25	1,046,160
茨城県	47	88,390	44	9.24	35	31.98	17	29,908	45	956,507
栃木県	42	92,968	47	8.89	25	35.98	21	29,065	26	1,045,668
群馬県	37	103,057	36	10.21	30	34.39	19	29,365	35	1,009,856
埼玉県	43	92,391	45	9.22	43	29.70	6	33,736	39	1,001,908
千葉県	45	91,144	43	9.32	44	29.38	9	33,308	42	978,453
東京都	46	89,396	46	8.98	45	28.53	2	34,892	41	995,419
神奈川県	41	94,862	40	9.72	47	27.43	1	35,598	43	976,442
新潟県	23	114,339	37	10.19	11	40.98	34	27,377	10	1,122,028
富山県	16	132,805	14	12.28	15	40.50	36	26,700	18	1,081,291
石川県	7	146,396	2	13.67	22	37.53	26	28,534	20	1,070,985
福井県	15	133,157	10	12.75	24	36.89	28	28,313	27	1,044,444
山梨県	39	99,437	39	9.74	28	35.23	22	28,981	33	1,021,060
長野県	34	106,562	31	10.58	34	32.01	12	31,464	36	1,007,028
岐阜県	38	102,861	27	10.77	40	30.39	13	31,423	46	955,042
静岡県	40	96,244	42	9.48	37	31.74	10	31,982	34	1,014,990
愛知県	44	91,474	41	9.61	46	28.19	5	33,754	47	951,365
三重県	28	111,212	29	10.67	26	35.74	20	29,166	28	1,042,530
滋賀県	26	112,447	32	10.55	36	31.77	7	33,555	21	1,065,938
京都府	22	115,483	23	11.01	39	30.63	3	34,248	24	1,048,964
大阪府	30	110,269	28	10.68	41	30.36	4	34,012	30	1,032,664
兵庫県	24	113,513	24	10.98	33	32.80	11	31,533	29	1,034,194
奈良県	33	107,424	26	10.79	42	29.86	8	33,339	40	995,453
和歌山県	29	111,056	38	10.07	19	38.72	27	28,486	12	1,102,992
鳥取県	17	132,103	19	11.68	18	39.33	25	28,760	9	1,131,052
島根県	4	151,367	7	12.92	9	41.84	29	27,993	4	1,171,176
岡山県	12	136,187	5	13.19	31	34.20	16	30,185	31	1,032,333
広島県	18	131,646	16	12.04	21	37.82	23	28,918	15	1,093,687
山口県	6	149,704	12	12.58	5	45.02	38	26,439	2	1,190,359
徳島県	9	145,978	20	11.68	1	53.30	47	23,456	1	1,250,316
香川県	10	141,827	8	12.88	13	40.70	35	27,052	14	1,100,874
愛媛県	19	131,243	15	12.07	12	40.84	37	26,627	16	1,087,501
高知県	8	146,032	13	12.45	7	44.50	39	26,360	3	1,173,144
福岡県	13	135,569	17	11.94	14	40.65	31	27,926	7	1,135,207
佐賀県	5	149,928	9	12.86	4	46.05	42	25,328	5	1,166,252
長崎県	3	152,393	3	13.44	3	46.63	45	24,326	8	1,134,276
熊本県	14	135,334	11	12.62	8	43.81	44	24,483	19	1,072,669
大分県	2	155,395	1	15.07	17	40.17	40	25,667	32	1,030,966
宮崎県	20	130,311	18	11.84	6	44.66	43	24,651	13	1,100,979
鹿児島県	1	155,641	4	13.37	2	49.60	46	23,463	6	1,163,839
沖縄県	31	110,042	34	10.35	20	38.25	32	27,792	22	1,063,124
医師	4	41,701	5	5.70	2	16.82	5	43,473	3	731,052
歯科医師	6	36,255	6	5.54	5	14.55	2	45,008	5	654,967
薬剤師	3	46,712	3	6.77	4	15.47	3	44,623	4	690,295
一般業種	2	55,401	2	7.39	3	15.89	1	47,160	1	749,533
建設関係	1	58,621	1	7.92	1	17.33	6	42,682	2	739,723
全国土木	5	39,834	4	6.21	6	14.46	4	44,392	6	641,772
市町村		110,018		10.60		34.17		30,371		1,037,781
組合		51,723		7.16		16.54		43,657		721,994
合計		105,260		10.32		33.17		30,747		1,019,890

(注) 1. 1人当たり入院医療費及び1日当たり医療費には、食事療養・生活療養（医科）費用額は含まれない。

2. 結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。